

東京都脳卒中急性期医療機関カレンダー作成スケジュールの変更

【変更の趣旨】

3月分のカレンダーを作成した際、二次保健医療圏事務局から提出があった後に、かなりの件数の変更や訂正がありました。そこで、内容をより確実なものにするため、5月分作成から作成スケジュールを全体的に1週間程度後ろに送り、下記のとおりとします。

期 限 5月の当番表 作成の場合	事 項
3月中	<p>脳卒中急性期医療機関は、「東京都脳卒中急性期医療機関カレンダー調査票」に実施可能な時間帯全てに 印を記入して、圏域の事務局に提出する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>圏域の事務局は各医療機関の調査票を集計して、あらかじめ定めた必要な枠数を確保できるよう、不足枠分については圏域内で調整する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
4月8日 (毎月8日) { 現行は 毎月1日}	<p>結果は「東京都脳卒中急性期医療機関 圏域集計表」に記入して、福祉保健局事務局に提出する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
4月15日 (毎月15日) { 現行は 毎月8日}	<p>二次保健医療圏ごとの集計を都事務局にて集約。都事務局と都協議会の圏域代表委員とで全体調整のうえ決定する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
4月21日 ～23日 (毎月21日 ～23日) { 現行は 毎月15日}	<p>確定版を消防機関(東京消防庁、稲城市消防本部、東久留米市消防本部)、各圏域の事務局、東京都医師会に提供する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>各圏域の事務局は圏域内の脳卒中急性期医療機関に確定版を送付する。</p>

カレンダーの内容修正について

都から毎月21日～23日に消防機関へ情報提供した後は、カレンダーの差替えを行うことは困難になります。したがって、修正が反映できるのは都が作業している20日頃までとなります。そのため、20日以降に修正等の報告があっても、カレンダーに反映できないことがあります。